

おわりに

主としてこの半年間、調査という形で県内のさまざまな司法関連施設に行ってきました。施設の見学や、第一線で活躍している法曹の方々の生のお話を聞いたり（弁護士の方にご馳走になったり）と、大変価値のある経験をさせていただきました。おそらくもう、このような経験をすることはないでしょう。この調査を通じて、普段接することが殆どない司法の世界が以前よりぐっと身近に感じられるようになりました。

最後になりますが、さまざまなアドバイスをいただいた飯先生、ゼミの仲間たち、そして調査に協力していただいた全ての人々に厚くお礼申し上げます。（伊藤 幸司）

私が副ゼミナールとして裁判法ゼミに入ったきっかけは何だったろうか。

感想を書くにあたって私はまず、このことから考えました。それを考えてみると、どうやら将来への不安であったような気がします。つまり、これから何をしていこうか悩む、何をしようにも悩むから、とりあえずできる事は何でもやっておこうという魂胆からであったと思います。もちろん、法学系の授業も多々受講していましたので、法学系関連のゼミナールに所属するという事は私にとって魅力的であったという事もあります。それ故、裁判法ゼミに副ゼミナールとして参加できるという話に私はすぐさま飛びつきました。ただ、主ゼミとのバランスで、果たしてやっていけるものなのかと心配にもなりましたが。

さて、心配や不安もありはしましたが、その中で津軽・十和田司法調査を行えたこと、そしてその成果を一つの冊子として形にできた事は本当に意義のあるものであったと思います。全員が主ゼミに所属しながらの活動ということ考えると、このような成果が出せた事は素晴らしいと言えると思います。言いましょう。また、この成果は我々を率いてくださった飯先生の尽力の賜物であった事も忘れてはいけません（飯先生のお人柄は司法調査等々で遺憾なく発揮され、調査がスムーズに進んだ事も記しておかなければなりません）。

心配から始まった裁判法ゼミではありましたが、そのゼミの特性ゆえに司法の現場を直接見る事、調査する事が出来ました。さらには冊子として形にする事も出来ました。この活動は非常に貴重であったと思います。参加出来てよかった。そう思います。

最後に、飯先生、ゼミ生、その他調査に協力してくださった全ての皆様、本当に有り難うございました。後は来年の3年生に活動を託して私の裁判法ゼミはここで一旦終了させていただきます。

私の調査報告に関しましては、稚拙なところが多々あると思います。ご了承ください。それでは、また。（佐藤 和広）

私にとってこの調査は突然のものでもあり、また願ってもないものでした。それというのも、以前、十和田市にひまわり基金法律事務所が設置されることになりました。女性の弁護士ということや、数十年ぶりに十和田市に弁護士が常駐することになるということで、青森県で当時ニュースにもなり、話題になりました。あれから何年か経ち大学に入った私は、現在の状況はどうなっているのかとか関心はあるものの、そこにとどまっていた。そんなとき、今回の話がありました。はじめこの調査は先生の司法過疎問題の研究のために行われ、この夏行うということを経済休業の前に聞きました。聞いてみると、調査する場所の中に、私が予てから気になっていた十和田市のひまわり基金法律相談所もありまし

た。当初学生の調査への参加は含まれていなかったのですが、十和田市の調査だけ同行させてもらえないかと先生に頼んでみました。しかし、十和田市のひまわり基金法律事務所の方の「ゼミの皆さんでいらして下さい」とのご厚意もあって、急遽ゼミ全体で参加できるようになりました。これをきっかけに、青森市や五所川原といった場所を含め今回の一連の司法過疎調査が、夏季休業期間を利用し行われることになりました。ですから、あのときひまわり基金法律事務所の先方のご厚意と、私自身同行へのお願いをしていなかったら、こういう展開には、もしかしたらなっていなかったのかなとも今振り返ると思ったりもします。今回の調査は、もちろんゼミに所属していたからこそであり、個人では多分得難い貴重な経験でした。何より報告書作成を通して自身のスキルアップにつながったと考えています。

依然として青森県は、司法過疎の状況にあります。法テラスの設置や、むつ市にも公設事務所ができるなど、状況は少しずつですが改善されてきています。従来の弁護士の受け入れ態勢や「地方」ということが必要以上に新しい弁護士の参入を阻んでいることが、今回の調査でもわかりました。潜在的な需要はこの青森県でもあります。一県民として望むのは、地方でこそやれることもあるといった熱意をもった、地域に根差した法律家が增えることです。今後、青森県が司法過疎といわれない日が早く来ることを願っています。

(佐藤 央昌)

まずは、一年間の活動をこのような形で残すことができたことを大変うれしく思っています。

ゼミ活動を振り返って、ただ机に向かっているだけでなく、実際に司法に関わる様々な場所に行き、現在第一線で活躍されている関係者の方々のお話にふれることができたことで、大変貴重で有意義な時間を過ごすことができたと思っています。

たぶん多くの方は、常日頃から裁判所や検察庁、弁護士事務所と関わることはないと思います。それまでの私も、裁判所と聞いてもピンとこず、私とは縁遠い場所のような感覚でした。多くの場合必要に迫られて訪れるのであり、これまでその必要がなかったことはそれはそれで幸せだったのだと思います。しかし、実際に現場に訪問したり現状を調査すると、如何にこれまで問題点に目を向けていなかったのかということに改めて痛感させられました。現在の司法制度改革の流れの中で、青森県でも少しずつではありますが、対策等が実施・検討されています。現場で活躍されている司法関係者の方々のご尽力があってこそだと思います。しかし、私たちも市民として国民として、全国最低レベルの現状から抜け出せるよう、関心の目を向けていく必要があります。私たちの調査が、県内外を問わず少しでも多くの苦しむ人の助けになれば大変嬉しいです。また、より多くの方に県内の苦しい現状を考え、今後いかに充実させていくかなど、問題提起できたらと思います。

最後に、これまで多くの貴重な機会を与えてくださり指導して下さった飯先生、一緒に活動してきた同期のみんな、本当に本当にありがとうございました。(新井田 香織)

今回この副ゼミナールを通して得たことは何だったのか。この点から一年を振り返ると、それは司法に関する実態が身近に感じられたことに尽きると思います。裁判の構成、進行を教科書の上で見るのと、実際に裁判所に赴き傍聴するのとでは裁判の重さの感じ方が全く異なります。法廷に響く裁判官の声、何段にも重なった裁判資料を手にする弁護士、力強い声で質問する検事、頭を垂れ小声で答える被告人もいれば、反省の色が薄い被告人も

います。そして悲しい顔で裁判を見つめる被告人の家族の姿は見ていてこちらも苦しくなる程でした。裁判そのものではなく裁判官や検事、弁護士の方々等、裁判に関わる方達にお会いして話を聞かせて頂いたことや、裁判所、地方検察庁、弁護士事務所等、日常見学することがない場所も拝見できたことは、本当に貴重な体験になりました。裁判員制度に対する取り組みや、法律相談の様子、司法過疎の実態とそれに伴う忙しさ等、仕事柄の苦勞や問題点なども伺うことができました。私は「裁判に携わる人は怖い」という先入観があったのですが、どの方にも、裁判中の ON の顔とは違って、OFF の時は笑顔で優しく答えていただきました。失礼や稚拙な質問もあったかもしれませんが、改めて私達の調査に協力して下さった方々に感謝を申し上げます。

最後に初めての弘前、初めてのゼミで戸惑いもあったでしょうが、様々な助言やこのような数々の体験の機会を与えて下さった飯先生、記念すべき初代のゼミ生となった仲間達にも感謝しています。ありがとうございました。(福士 雅子)

「社会あるところ、法あり (Ubi societas, ibi ius)」とい古い法律の格言があります。しかしながら、「青森には弁護士も少ないし、法律はあってないようなものなのではないのか」、そういった漠然とした思いがありました。裁判法ゼミでの一年間の調査などを通して、法曹関係者の少なさ、司法アクセスの悪さという現実が実感できました。一方で、熱意をもって活動している法律に携わる人々が数多くいること、また司法制度改革の流れとともに、問題を抱えながらも司法過疎改善の兆しが見えていることが分かりました。

多くの面で青森の衰退が叫ばれている昨今、司法基盤の確立という面がこの地域にどれほどの影響を与えていくのか。今後は、その過程を一人ひとりが注意深く見守り、またその過程に積極的に参加して行くことが求められているのではないのでしょうか。

最後に、一年間ゼミナールをコーディネートして下さい飯考行先生に、また一緒に調査に参加し、飲み語り合ったゼミのメンバー、調査や講演で協力して下さいの方々々に感謝を申し上げます。(村山 彰彦)

今回の調査を通して、私は、貴重な体験をできたように思います。これまでの経験で、裁判所を何度か見学、または裁判傍聴する機会があり、その機会を通して裁判所を見学してきました。

今回の調査では裁判所を細部にわたり説明していただき、さらには、これまで見学できなかった弁護士事務所や県弁護士会、地方検察庁までも見学することができ、大変ありがとうございました。また、私の修士論文論の課題である「裁判員制度」について、各所において、意見やこれからの対策を聞くことができたことが有意義であったように思います。

さらには、司法制度改革の一環である「法テラス」が、この度、2006年10月に業務開始となり、その約一ヶ月後という早い時期に、法テラスを見学することができたことも有意義に感じられました。

今回の調査全体を通して、有意義なことばかりであったと思います。これから私たちが多く関わるであろう「裁判員制度」について聴講できたことは、一番有意義であったのではないかと感じました。

最後に、今回の調査に協力して下さった方々に感謝したいと思います。

(五日市 健佑)